

令和５年 第２回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和５年２月２２日（水）			
招集の場所	時津町役場 本庁舎５階中会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和５年２月２２日（水）午後１時３０分		
	閉 議	令和５年２月２２日（水）午後２時１２分		
出欠委員の氏名 出席 ５名 欠席 ０名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帶山 保磨	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
			教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第1回）

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第2号 時津町教育委員会の組織に関する規則の一部を改正する規則

議案第3号 時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

議案第4号 時津町立小中学校教職員の人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理
実施に関する訓令の一部を改正する訓令

議案第5号 B & G 海洋センタープール監視員の設置等に関する要綱の一部を改
正する告示

議案第6号 学校教育課事務補助員の設置等に関する要綱

議案第7号 学校教育相談員の設置等に関する要綱等の一部を改正する告示

議案第8号 時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

議案第9号 教職員人事内申について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和5年第2回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第1回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第1回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和5年第1回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和5年第1回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和5年1月13日から令和5年2月21日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 宮原教育委員

1月26日のスズキ自販長崎から贈呈された額縁は、何に使う額縁ですか。

○ 廣瀬学校教育課長

新品のB4判の額縁で、自由にご利用くださいとのことでした。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第 3 議案第 2 号 時津町教育委員会の組織に関する規則の一部を改正する規則

議案第 3 号 時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

議案第 4 号 時津町立小中学校教職員の人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施に関する訓令の一部を改正する訓令

○ 相川教育長

続きまして、日程第 3、議案の審議を行います。

議案第 2 号から議案第 4 号までの 3 件の議案に関する審議を行います。

お諮りします。これらの議案については、類似の案件でございますので、一括して討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、議案第 2 号から議案第 4 号までの議案については、一括して討論、採決を行うことに決しました。

各議案について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

3 議案を一括してご説明いたします。

まず、議案第 2 号、時津町教育委員会の組織に関する規則の一部を改正する規則についてですが、資料は 3 ページの骨子をご覧ください。

「趣旨及び概要」に記載しておりますが、町長部局の組織上の職が整理されましたので、教育委員会においても同様に職の整理を行うものです。

これは、資料には記載していませんが、公務員の定年が現在の 60 歳から 65 歳に段階的に引き上げられることになりました。具体的には、令和 4 年度までは 60 歳で定年退職、令和 5 年度は定年退職者なしで、令和 6 年度は 61 歳の者が定年退職というように、2 年に 1 歳ずつ引き上げられ、現在 55 歳（昭和 42 年生まれの者）から 65 歳が定年退職となります。それに伴い、「役職定年制」が導入され、部長級・課長級・課長補佐級であった者が 60 歳に達した場合は、役職定年ということで、管理監督職からはずれることになります。

その者たちが定年延長となった場合の役職として、「職の主な内容」の下から 5 番目に「専門幹」、「5 級」に位置付けるものです。

なお、現在、学校教育課に配属されている指導主事について、これまで校長職は「専門幹」、

教頭職は「主幹」としていましたが、先ほどの役職定年の役職と同じ名称になりますので、校長職を「教育専門官」、教頭職を「教育主官」とするものです。

なお、参考資料として町長部局の表を載せておりますが、4 ページの一番上に「技幹」という課長級の役職が新たに創設されます。これは、町立保育所を除く福祉部専門職、保健センターや包括支援センターの職員が対象となるものです。

施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行されることになります。

次に、議案第3号、時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令ですが、資料は5ページの骨子をご覧ください。

「趣旨及び概要」に記載しておりますが、先ほどの組織に関する規則の一部改正に伴い、代決者の改正などを行うものです。

次の6ページ「新旧対照表」の中段にあります表をご覧ください。左側が改正案で右側が現行になりますが、まず教育長の代決者としては次長だけでしたが、万が一不在の場合は、第2順位として主管課長を加えるものです。次長の代決者も同様に主管課長補佐を第2順位に加えます。課長の代決者は整理をしまして第1順位を教育専門官、教育主官または課長補佐、第2順位を係長、第3順位を役職定年の専門幹のように町長部局と同様に改正するものです。この改正につきましても、令和5年4月1日から施行されることになります。

次に、議案第4号、時津町立小中学校教職員の人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施に関する訓令の一部を改正する訓令についてでございますが、資料2ページの骨子をご覧ください。

こちらにつきましては、「改正の主な内容」に記載のとおり、指導主事の「専門幹・主幹」が「教育専門官・教育主官」に変わりますので、名称を改正するもので、施行は同じく令和5年4月1日からとなっております。

説明は以上です。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第2号から議案第4号までの3件の議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第2号から議案第4号までの3件の議案は、原案どおり可決されました。

**日程第 3 議案第 5 号 B & G 海洋センタープール監視員の設置等に関する要綱の
一部を改正する告示**

○ 相川教育長

続きまして、議案第 5 号、B & G 海洋センタープール監視員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示の件を議題とします。

議案第 5 号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第 5 号、B & G 海洋センタープール監視員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。

現在、プール監視員の勤務時間は午前 9 時 15 分からとなっています。

プール監視員は勤務開始後、プール開放前に水質検査やプール薬剤の投入等をしていますが、プール開放時間 9 時 30 分まで 15 分しかなく、時間的に余裕がありません。

また、前日夜のプール開放時にプール照明に虫が群がることもあり、次の日の朝は虫がプールに大量に浮いていることがございます。

プール監視員が虫を除去することになりますが、プール開放時間の 9 時 30 分まで、勤務開始時間から 15 分しかなく、プールの水質検査等をしていると虫を除去する暇がありません。

このように、衛生管理面でプール開始前に虫の除去や水質検査、薬品投入に時間を要し、時間が足りないことから、業務の開始時刻を「午前 9 時 15 分」から「午前 9 時」に変更するものでございます。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 5 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 5 号、B & G 海洋センタープール監視員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示件は、原案どおり可決されました。

日程第 3 議案第 6 号 学校教育課事務補助員の設置等に関する要綱

○ 相川教育長

続きまして、議案第6号、学校教育課事務補助員の設置等に関する要綱の件を議題とします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案第6号、学校教育課事務補助員の設置等に関する要綱について、ご説明いたします。

資料3ページの骨子をご覧ください。

学校教育課が所管する事務が多様化し、業務量も増大したことから、業務の適正化を図るため、学校教育課で事務補助員を1名任用するものでございます。現在、教育委員会の職員は、46名です。障害者雇用促進法では、43.5人以上で障害者1名の雇用が必須となっておりますので、任用にあたっては法に基づき、障害者を1名任用することとしております。主な雇用条件としましては、任用期間が、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。勤務時間が、月曜から金曜の午前8時45分から午後5時30分。原則、1日6時間で週30時間。また、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、町村非常勤職員公務災害補償に加入し、年次有給休暇は、10日間です。令和5年4月1日からの施行いたします。以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第6号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第6号、学校教育課事務補助員の設置等に関する要綱の件は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第7号 学校教育相談員の設置等に関する要綱等の一部を改正する告示

○ 相川教育長

続きまして、議案第7号、学校教育相談員の設置等に関する要綱等の一部を改正する告示の件を議題とします。

議案第7号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案第7号、学校教育相談員の設置等に関する要綱等の一部を改正する告示について、ご説明いたします。

資料3ページの骨子をご覧ください。

学校教育相談員、英語指導助手、学校経営指導員、時津公民館長、B & G海洋センター所長について、業務量の増加等により週の勤務時間を見直し、併せて文言の修正等を行うものです。

内容としましては、

- ①学校教育相談員の設置等に関する要綱第8条関係の勤務時間を、現在の「週29時間」から「週31時間」とし、終業時間の「午後5時まで」を「午後5時30分まで」に改正。また、第10条関係を他の会計年度任用職員の設置要綱に文言を合わせ、第2項を削ります。
- ②英語指導助手の設置等に関する要綱第8条関係の勤務時間を、現在の「週28時間」から「週35時間」とし、週休日を「土曜日及び日曜日」に改正。また、第10条関係を他の会計年度任用職員の設置要綱に文言を合わせ、第2項を削ります。
- ③学校運営指導員の設置等に関する要綱第8条関係の勤務時間を、現在の「週29時間」から「週31時間」とし、終業時間の「午後5時まで」を「午後5時30分まで」に改正。1項「経営相談員」を「経営指導員」に、2項「教育相談員」を「経営指導員」に修正。また、第9条から第12条の「経営相談員」を「経営指導員」に文言の修正を行い、第10条関係を他の会計年度任用職員の設置要綱に文言を合わせ、第2項を削ります。
- ④時津公民館長の設置等に関する要綱・B & G海洋センタセンター所長の設置等に関する要綱第5条関係の新任者の提出書類について、本町の一般職の常勤の職員として勤務したことがある者が館長又は所長となった場合、新任者の提出書類のうち、身元保証書及びその他教育委員会が必要と認める書類を提出しなくても良いものとします。第8条関係の勤務時間を、現在の「週29時間」から「週31時間」とし、終業時間の「午後5時まで」を「午後5時30分まで」に改正します。

いずれも令和5年4月1日からの施行となります。以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第7号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第7号、学校教育相談員の設置等に関する要綱等の一部を改正する告示の件は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第8号 時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第8号、時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についての件を議題とします。

議案第8号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案第8号、時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について、ご説明いたします。

資料3ページの令和5年度時津町立小中学校医、学校歯科医、学校薬剤師一覧をご覧ください。任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間で、昨年度と同じ学校医、学校歯科医、学校薬剤師に引き続き委嘱いたします。以上で、説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第8号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第8号、時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についての件は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第9号 教職員人事内申について

○ 相川教育長

続きまして、議案第9号、教職員人事内申についての件を議題とします。

お諮りします。議案第9号は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、議案第9号は秘密会で議事進行することに決しました。

【 秘密会により非公開 】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和５年第２回時津町教育委員会会議を閉会します。